平成２６年（フ）第３７０４号
東京都渋谷区笹塚１丁目21―25―201
債務者　岡崎しのぶ・志村しのぶこと　岡崎早希子（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７０５号
東京都中野区東中野１丁目25―10―403
債務者　井上　孝仁
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１２号
東京都新宿区西新宿４丁目10―９―201
債務者　渡邉　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１３号
東京都新宿区西新宿４丁目10―９―201
債務者　渡邉　順子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１６号
東京都港区芝浦１丁目11―８―204
債務者　菊　　光俊
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１７号
東京都荒川区西尾久２丁目31―５―301
債務者　小林　晴男
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１８号
神奈川県相模原市中央区淵野辺３丁目10―18―902
債務者　早川　健一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７１９号
神奈川県川崎市麻生区金程３丁目17―４―B―1
債務者　長尾こずえ（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７２０号
東京都荒川区西尾久３丁目９―18―301
債務者　牧野　将人
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７２５号
東京都大田区蒲田３丁目10―10―101
債務者　郡司　敏文
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７２８号
神奈川県川崎市多摩区三田３丁目９―２―301
債務者　植村　康治
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７３０号
東京都江戸川区北小岩４丁目25―３
債務者　大野　峰子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７３１号
埼玉県さいたま市北区土呂町１丁目36―８―302
債務者　佐藤愛里子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７３３号
東京都文京区白山４丁目２―14―101
債務者　田中　　恵
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７３４号
東京都練馬区三原台３丁目28―14―201
債務者　北園　雄一
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部